

合法木材供給事業者認定申請書

平成 年 月 日

三重県木材組合連合会会長 殿

(申請者)

事業者の所在地 :

事業者の名称 :

代表者の氏名 :

貴団体の認定を得て木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明を行いたいので、合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数 :
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量
- 3 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況 : (別添 : 適宜作成)
- 4 分別管理及び書類管理の方針 : (別添 1)
- 5 その他 (注)

注 : その他には、資格 (ISO、JAS等) を持っていれば記入して下さい。

別添1 (製材業者の管理方針書 (例))

分別管理及び書類管理方針書

事業所の名称：

平成 年 月 日作成

本方針書は、三重県木材組合連合会が作成した「違法伐採対策に関する自主的行動規範（平成18年5月30日）」を受け、合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品（以下「証明材」という。）の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、当社製材工場において、原木及び当該原木を原料として製造する製材品の取扱に当たって適用する。

(分別管理責任者)

- ・ 分別管理を適切に行うため、(氏名) を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、合法木材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・ 原木の入荷に当たっては、納品書等により合法木材であるかそれ以外の木材であるかを確認する。
- ・ 原木の保管に当たっては、合法木材とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ 製材加工に当たっては、合法木材とそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・ 製材品の出荷に当たっては、合法木材であることを確認の上、納品書に記載する。
- ・ 製材品の保管に当たっては、合法木材を原料として製造した製材品と、それ以外の木材を原料として製造した製材品が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(書類管理)

- ・ 分別管理責任者は、合法木材及びそれ以外の木材に係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 合法木材の入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

別添2 (素材生産業者の管理方針書 (例))

分別管理及び書類管理方針書

事業所の名称：

平成 年 月 日作成

本方針書は、三重県木材組合連合会が作成した「違法伐採対策に関する自主的行動規範（平成18年5月30日）」を受け、合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品（以下「証明材」という。）の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社が請け負って、又は立木を買い受けて伐採した原木の取扱に当たって適用する。

（分別管理責任者）

- ・ 分別管理を適切に行うため、(氏名) を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、合法木材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・ 森林所有者から伐採を請け負った場合は、森林所有者からもらった市町の受領印が押された「伐採及び伐採後の造林届出書の写し」等の証明書により合法木材を生産できる森林であるかそれ以外の森林であるかを確認する。また、森林所有者から立木を買い受けて伐採を行う場合は、当社が「伐採及び伐採後の造林届出書」を作成し、市町長あてに提出して合法木材を供給できるようにする。
- ・ 伐採した原木については、森林ごとに分別管理し、合法木材とそれ以外の木材が混在しないように保管する。
- ・ 原木の出荷に当たっては、合法木材であることを確認の上、証明書を原木市場等の出荷先に渡すこととする。

（書類管理）

- ・ 分別管理責任者は、合法木材及びそれ以外の木材に係る原木消費量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 合法木材の取り扱いに関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

番号
平成 年 月 日

木材・木材製品の合法性・持続可能性証明書

殿

事業者の所在地 :

事業者の名称 :

代表者の氏名 :

団体認定番号 :

下記の物件は、持続可能な森林経営を行っている森林から合法的に伐採された木材のみを原材料としていることを証明します。

記

- 1 樹種 :
- 2 品目 (注③) :
- 3 数量 (注④) :

(注)

- ①本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等上記の情報(団体認定番号、合法木材である等)を追加記載することで証明書とすることも可能です。
- ②上記は合法性、持続可能性を証明する場合の例であり、合法性のみを証明する場合は持続可能性に係る記述を省略して下さい。
- ③丸太、製材、合板、集成材等を記述して下さい。
- ④商取引上の単位(m³、本、kg、枚など)にて記述して下さい。

平成 年 月 日

三重県木材組合連合会 殿

事業者の所在地 :

事業者の名称 :

代表者の氏名 :

団体認定番号 :

合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の 取扱実績報告

合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領第八により、下記のとおり合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱実績を報告します。

記

1. 期間	平成 年 4月 1日～平成 年 3月31日	
2. 木材・木材製品の取扱量(総数)	原木(原料)入荷量	m3
	製品出荷量	m3
3. うち合法性・持続可能性の証明されたもの	原木(原料)入荷量	m3
	製品出荷量	m3

備考 :

(注)

- ①上記は合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品の実績を報告する場合の例であり、合法性のみ
の場合は持続可能性に係る記述を省略して下さい。
- ②原木(原料)入荷量よりも製品出荷量が多くなる場合については、備考にその理由を記述して下さい。